

公道に関する配水補助管等布設要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公道（認定外道路も含む。）における配水補助管等の布設要望に対応するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路及び一般公共の用に供される道で道路法の適用を受けないものをいう。

(2) 配水補助管等 口径50ミリメートル以上の配水管又は配水補助管をいう。

(3) 一般住宅 自己が所有する住宅又は兼用住宅（居住の用に供する部分の延べ面積が、建築物全体の2分の1以上のものに限る。）をいう。

(4) 親族 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者をいう。

(5) 自家水 水道事業以外から供給された水をいう。

(6) 申請者 配水補助管等の布設を申請する者（申請する者が複数の場合にあつては、その代表者）をいう。

(布設延長)

第3条 布設する配水補助管等の延長は、300メートル以内とする。

(布設の対象)

第4条 配水補助管等の布設の対象となる公道（以下「対象公道」という。）は、境界石等により境界が明確であること。

(布設要件)

第5条 配水補助管等の布設は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 生計を異にする者が対象公道の近隣において新築する一般住宅（建築確認申請中のものを含む。）が、2戸以上あるとき。ただし、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 敷地の全て又は一部が、相続若しくは親族より贈与又は借地を受けた個人の者から申請があるとき。

イ 配水補助管等が布設されている私道又は公道に面した敷地ではないこと。

(2) 自家水を飲用して生活している未給水一般住宅（新築する一般住宅を除く。）であるとき。

(3) 給水管のふくそう防止のため、給水管に替えて配水補助管等を布設する必要があると認められる場合において、既設給水管所有者の全員の同意が得られたとき。

(4) 水量水圧不足により、日常生活に支障を来し、又は支障を来すおそれがあると認められる場合において、既設給水管所有者の全員の統合又は接続の同意が得られたとき。

(事前協議)

第6条 申請者は、配水補助管等の布設を申請しようとするときは、あらかじめ（公道）配水補助管等布設事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に協議しなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) 対象公道に係る公図

(4) 対象公道に係る道路境界確定図

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による事前協議書を受理した場合は、その内容を審査し、及び現地調査を行い、その結果を（公道）配水補助管等布設事前協議結果通知書（様式第2号。以下「結果通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による審査は、水戸市上下水道局水道部給水等審査委員会において行う。

（布設の申請等）

第7条 前条第2項の規定により承認を受けた申請者は、配水補助管等の布設を申請するときは、（公道）配水補助管等布設申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類のうち管理者が必要と認めるものを添えて管理者に提出しなければならない。

(1) （公道）配水補助管等布設申請者名簿（様式第4号）

(2) （公道）給水管（統合・接続）同意書（様式第5号）

(3) 建築確認済証の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、その適否を決定し、（公道）配水補助管等布設可否決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、平成28年12月16日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の日より前に公道に関する配水補助管等布設基準（平成6年決定）に基づき管理者が受理した（公道）配水補助管等布設事前協議書に係る配水補助管等の布設については、なお従前の例による。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年7月5日から施行する。